

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

方針

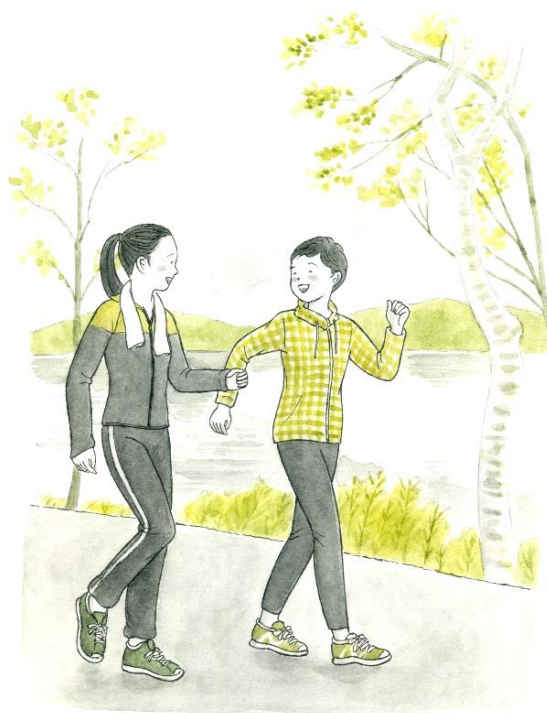
生涯を通じた健康支援やあらゆる暴力に対する防止対策を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

<現状>

誰もが互いの違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験することがあり、自分の体に関することを自分自身で決められる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」^{(*)16}の視点がなくてはなりません。さらに、女性の社会進出や晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴い、女性の健康維持に関する重要性が高まっています。そして人生100年時代の活躍を見据え、更年期前後が健康への取組の開始時期であるといわれるようになりました。(図25)

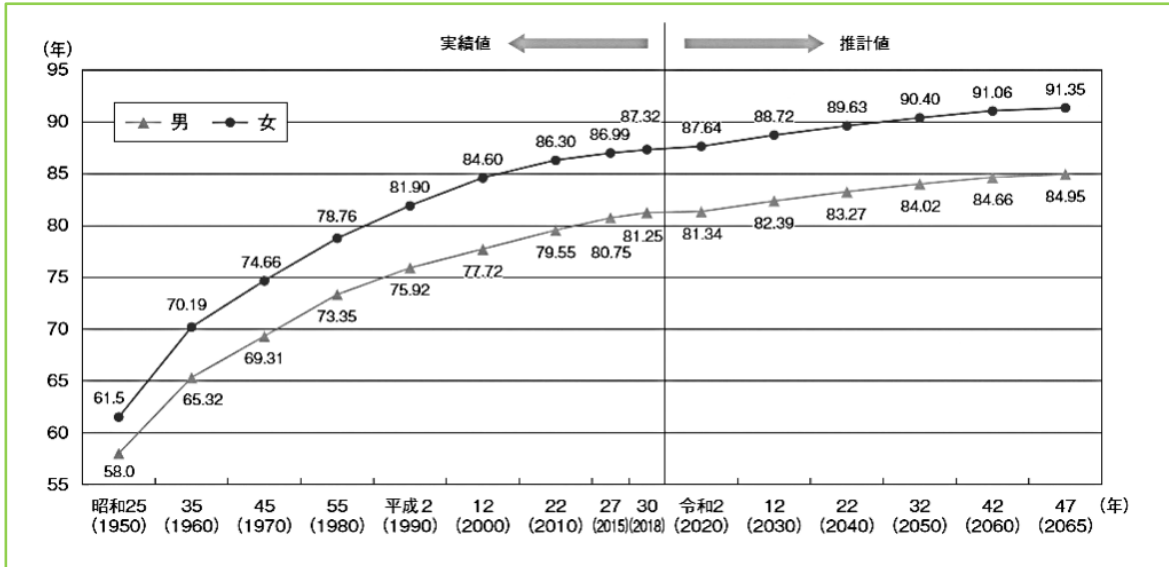
また男性においては、健康を害する生活習慣や、自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。性別にかかわらず、心身の健康を享受していくためには、正確な知識や情報を入手し、主体的に行動することが必要となっています。(図26)

そして、配偶者等からの暴力(DV)の被害者は圧倒的に女性が多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や女性差別意識の問題が背景として潜んでいる場合があります。(図27) 配偶者等からの暴力(DV)のほか、児童虐待、高齢者虐待に関する相談・通報件数も、なお増加の傾向にあり、被害者の保護や自立のため、各関係機関の連携強化が進められています。しかし、いまだに女性や身内に対する暴力は個人的な問題として捉えられることが多く、潜在化しやすいという特徴があります。暴力を容認しない社会意識の醸成が急がれます。



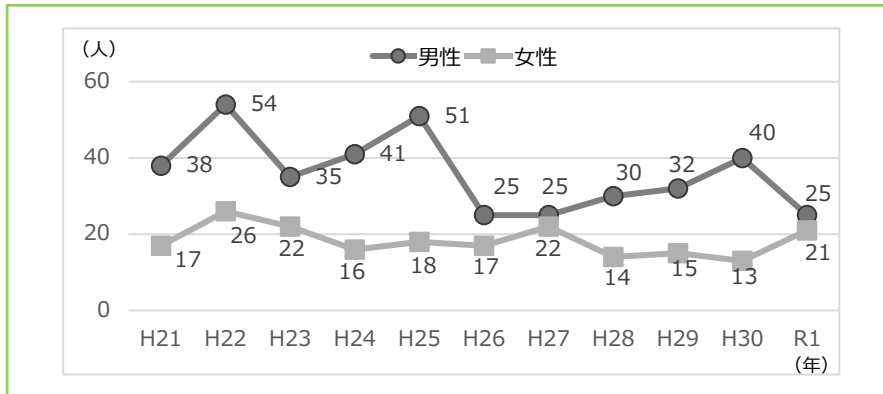
(*)16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念で、女性が生涯にわたり子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産・性生活、子どもが健康に生まれ育つことなど、すべての人々にとって基本的人権として位置づけられる。女性の人権の重要な一つとして認識されている。

図 25 平均寿命の推移と将来推計（全国）



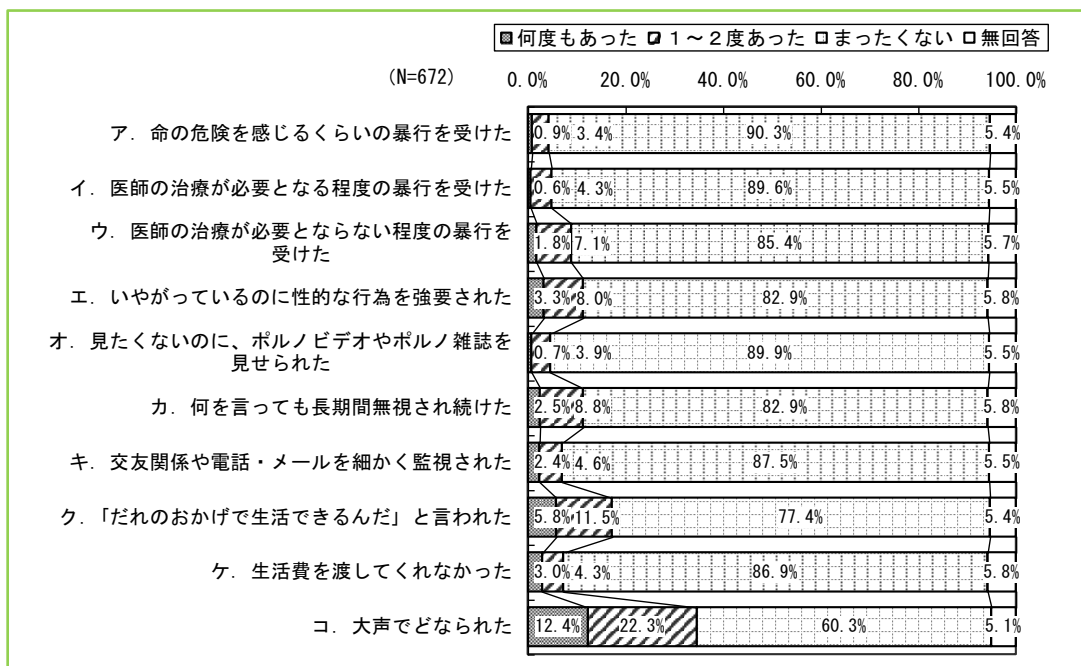
令和2年版高齢社会白書（内閣府）

図 26 自殺者数の推移（加古川市）



地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図 27 DVを受けた経験（女性）



令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目⑥ 生涯を通じた健康支援

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、互いの違いを十分に理解し合い、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努められるよう支援します。

取組内容		所管	
1	命の教育、性の尊重の推進	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報モラル教育 ^(※17) の充実やメディア・リテラシー ^(※18) の向上を図ります。セクシュアル・マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進めます。	人権文化センター 生活安全課 男女共同参画センター 幼児保育課 教育総務課 学校教育課 青少年育成課
2	心身の健康づくりへの支援	心と身体の健康維持や、セルフケア ^(※19) への意識啓発を進めます。女性特有の健康課題に対する主体的な検診受診や健康管理を支援します。安心して出産できる環境の整備を進めます。	男女共同参画センター 健康課 家庭支援課 育児保健課

関連計画等

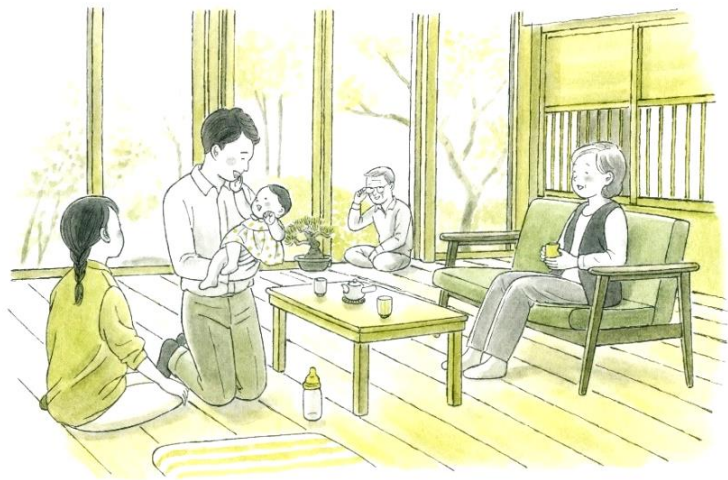
加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

ウェルネスプランかこがわ（健康増進計画、食育推進計画）

加古川市自殺対策計画

加古川市健やか親子 21

加古川市教育振興基本計画



(※17) 情報モラル教育：自らを危険にさらしたり他者を害したりしないようするための道徳上の規範、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を身につけるための教育。

(※18) メディア・リテラシー：「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(※19) セルフケア：ストレスチェックをする、対処法を学ぶといった、自分自身で行うメンタルヘルス対策のこと。

推進項目⑦ あらゆる暴力に対する防止対策

配偶者等からの暴力（DV）、児童・高齢者・障がい者虐待等、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

取組内容		所管	
1	女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進	あらゆる暴力を許さない意識啓発と防止対策を進めます。 関係機関相互の連携を強化します。 地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力（DV）や虐待を発見したときの通報制度等を周知します。	人権文化センター 男女共同参画センター 高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」において推進します。	家庭支援課

関連計画等

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

加古川市地域福祉計画

加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

加古川市障害者虐待防止対策事業

加古川市障害福祉計画

加古川市障害児福祉計画

加古川市子ども・子育て支援事業計画

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画

加古川市健やか親子 21

